

平成18年7月10日

平成18年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

- 日 時 平成18年7月7日(金) 13:30～15:30
- 場 所 山口県庁 職員ホール
- 講演者 内閣府国民生活局消費者企画課 政策調査員 市瀬 陽介
- 参加人員 105名

1 講演内容の概要について

テーマ：「国の消費者政策の現状と課題～消費者基本計画を中心に」

1. 消費者基本計画

- (1) 消費者保護基本法改正の背景
- (2) 主な改正事項
- (3) 消費者基本法の体系

2. 消費者基本計画

- (1) 消費者基本法における規定
- (2) 概要

平成17年度から21年度までの5カ年計画

消費者の権利の尊重、消費者の自立支援を具体化

消費者政策の3つの基本的方向・9つの重点事項・121の具体的施策

(実施時期を明示)

計画の実効性確保のための方策

- (3) 3つの基本的方向と9つの重点事項

(4) 重点施策例

- ①消費者の安全・安心の確保
- ②消費者の自立のための基盤整備
- ③緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応
- ④計画の実効性確認のための方策
 - 新たな消費者問題への機動的な対応
悪質住宅リフォーム問題への対応
 - 計画の検証・評価・監視

- (5) 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

- ①消費者教育の体系化

②推進方策

● 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

- ・「出前講座」実施の専門家育成
- ・消費者教育の基盤整備

(6) 消費者からの苦情相談の活用

- ・国民生活センターと関係行政機関との連携の強化

3. 高齢消費者見守りネットワーク

(1) 高齢消費者見守りネットワーク連絡協議会

(2) 高齢者見守りネットー悪質商法早期警戒情報の提供

- ・内閣府ホームページに来月から登録受け付け開始

2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

Q: 悪質住宅リフォーム問題への対応で対応策の重点として悪質事業者の排除とあるが具体的にはどのような対策か。実際に排除しないと意味がない。

A: 500万円以下の工事は行政の届け出が必要ないこのことについて、行政の届け出が必要ではないかとの議論があったが、そうはならなかった。しかし、国土交通省は地方公共団体に対し、500万円以下の工事についても積極的に適正な工事かチェックするように要請している。また、警察・経産省では特商法に違反する悪質な事業者の取り締まり強化を行っている。

Q: 見守りがガイドブックは地区の老人会に配付してあるのか。

A: 全国には2500万人の高齢者がおられるが、予算の関係で60万部しか配付していない。内閣府のホームページに掲載している。

Q: ガイドブックはコピーして活用してもいいのか。

A: 著作権はフリーになっているので、コピーしてどんどん活用して欲しい。

山口県生活環境部山口県消費生活センター

(注) この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。